

封建制度(三)：その基本的特徴をめぐる諸問題

湯村，武人

<https://doi.org/10.15017/4488713>

出版情報：経済學研究. 19 (4), pp.27-50, 1954-02-28. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



封建制度 (三)

——その基本的特徴をめぐる諸問題——

湯 村 武 人

第三章 その二

(一)

カルメットの所謂「主権の解体」に関しては、彼の説明では充分であろう。すなわち、農業労働に関して真であることは必然的に公的諸奉仕に関してもまた真であり、すでにみたような生産力段階においては、本質的な富は当然のこととして土地以外にはないものだから、諸奉仕の報酬は土地の問題になる。そして、賃金ではなく土地を与えられ、奉仕者のそれぞれが、それぞれの土地の行政・司法・軍事・徴税の権利を握っている限り、当時の諸事情、例えば交通の困難——この点に関してはブロックを想起せよ——と相俟つて、結局は中央権力から独立した、主権の保持者になり変るのは当然である。しばしば云われるように、この場合には、たとえ現地の権力のみが真の権力であるからである。

むろん、問題は残つてゐる。それは古代国家の実態を明らかにすることである。なぜなら、カルメットの定式を一応その言葉通りに受取れば、古代「貨幣」の支給をうける政務官、中世「土地」の支給をうける家臣、近代「貨幣」の支給をうける官吏というように理解されるが、古代における貨幣経済の実態がわれわれのすでに知つてゐる如きものだとするれば、この定式はたしかに疑問なしには受取りかねるからである。近代「貨幣」による官吏の定式にはむろん問題はないが、古代「貨幣」による政務官、ないしは少くとも土地以外のもので酬いられるその定式はいかにして可能であり、その実態はどうだつたかということに考え及ぶと、古代国家の実態は、われわれのこれまでの考え方からして、封建社会以上に多くの疑問にまつまれることになる。

けれども、この問題は、今日では多くの古代史家達の努力の結果、一応は解決されてゐると云つてよい。たとえば、G・H・セイバインの『西洋政治思想史』(丸山直男訳)は、その第一部「都市国家の理論」の第一章「都市国家」において、ギリシャの都市国家について次のように書いてゐる――

「近代国家と比較すると、古代の都市国家は領土の広さからいつても人口からいつても極端に小さなものであつた。例えばアッティカの全領土面積はロード島の三分の二を一寸上廻る位しかなかつたし、人口の点ではアテネはデンヴァー或はロチェスターといった都市なみであつた。数はきわめて不確かだが、まず三十万人を一寸越すといったところが実際に近いだろう。この様に、ただ一つの都市によつて支配されてゐる小領土の組織が都市国家の典型的な在り方であつた。」

さらにまた、領域のより拡大した共和政期のローマについては、増田四郎教授の『西洋経済史』が次のように教えてく

れる。――

「今日古代史家の大体一致した見解によれば、ローマの建設はおそらく紀元前七世紀のことに属し、その内容は、南進して来たエトルスキ族の王権によるものであり、エトルスキ支配からローマが独立していわゆる共和政を獲得するのが、ほぼ紀元前六世紀末葉乃至五世紀前半のことであると推定されている。つまり、家(familia)を構成メンバーとする村落協同体乃至バーグス(Pagus)をつくり、いまだ民族的遺制から完全に脱却し切れず、農地の私的保有の上に団体的制約をうけていたローマ人が、エトルスキ支配の下に、七つの丘を中心に糾合された都市ローマを建設し、エトルスキ支配の崩壊を機に、独立して共和政をつくりあげたものというべきであろう。……

「(ところで)紀元前五世紀より、カエサルの出現(紀元前一世紀の中葉)に及ぶ約四〇〇年のローマ共和政の歴史は、…都府ローマのラティウム支配、ラティウムより全イタリアへ、イタリアより諸州の属州(Provincia)へと間断なき征服による国家拡張を企て、「市民権」の附与を中心に、あの驚くべき法律的メハニズムの基礎を確立した時代に該当する(が)、……都市ローマのヘゲモニーの下に立つたラティウムの統治は、内容的にいつて決して領土国家ではなく、ラティウムに発生または存在した都市とローマとの同盟という形式をとつて行われた。即ち地方の都市は、各々ローマの優位を認め、その政治的指導に服するとともに、或る程度の自治が保証せられ、一朝有事の際のみ軍役の義務を負わされたのである。従つて同盟都市相互間の横の連繋なく、いわば本国ローマと各都市との個別的契約の集積であつた。ただし、トリスと名づけるローマ直轄の集団を同盟都市の間に介在せしめ、政治的、軍事的均衡に役立たせた点に、後の植民都

市の建設と全く同じ原理を看取することが出来る。」

つまり、少くとも共和政期までにおけるローマ国家の構造は、ともすれば国家の現代的な在り方についての觀念をそれらの古代国家にもあてはめがちなわれわれの理解に反し、その実態においてむしろ中世国家のそれに近く、本国ローマと一朝有事の際にのみ軍役の義務をもつ諸都市との同盟体にすぎなかつたわけである。

もつとも、第一次ポエニ戦役（紀元前二六四—二四一年）の結果としてシシリー島を領してのちのローマになると、事情は異なる。この時以後、「はじめて都市同盟ではなしに属州制による領土全体の総括支配体制が採用され」、ことに前後十八年に及ぶ第二次ポエニ戦役（紀元前二一八—二〇一年）をへて、第三次ポエニ戦役（紀元前一四九—一四六年）で強敵カルタゴを滅ぼしたあとには、アフリカの属州化がなしとげられ、文字通りに地中海を内海としたローマ世界がつくりだされた。政体的にはアウグストスによる帝政の創始によつて帝國と変る。そして、そこにもたらされる所謂「ローマの平和」の下、史家のいう地中海世界の紐帯が完成せられ、本国と属州との交易はもとより、遠く異邦人との通商も盛んに行なわれるようになった。さらにまた、そうした交易場裡においてはローマの金貨が基準的役割を演じ、日常小取引には銀貨が副次的に流通していたと云われる。けれども、従来ともすれば過大に評価されがちだつたそうした貨幣経済の実態が、われわれのすでに知るようなものだつたとすれば、この広大な範圍を統治する組織については、依然として問題がのこるわけである。すでにみたように、カルメットは、「ローマ人達の間では、近代人達の間におけると同様に、主権者としての国家が、政務官や役人を仲介にしてその權力を行使する」というが、このような環境において、それはいかにして可能で

あるか？

セーニオボスの既にみた著書がこれに答える、「毎年、人民は人民を統治する人々を選挙し、彼等にその絶対権を委任する。これらの人々は政務官 *magistratus*（支配する者）と呼ばれる。棒の束と斧とを携えた先騎警士が彼等の前に立つて歩む。束と斧、この象徴は、政務官が意のままに打ち且つ殺し得ることを意味する。政務官は、また、民会及び元老院を司会し、法廷に座を占め、軍隊を指揮することも出来る。到る処で、彼は支配者である。……けれども、この権力は短期間であり、且つ分割されている。政務官の任期は一年で、而も彼には数名の同僚があつて、それらの同僚も彼と同一の権力を有するのである。ローマには、人民を統治し、軍隊を指揮する執政官二名、その配下として統治または指揮に当る法務官数名が同時に存在する。他の政務官もいる、——監察官二名、公道及び市場を司る造営司四名、護民官一〇名、国庫を司る会計官数名。……

「征服された国の住民はローマの市民にならないで外国人のまゝでいた、外国人ではあるが、ローマ国民の臣下として、彼等は諸種の定期税を——彼等の收穫の十分の一税、現金税・人頭税を——支払わなければならなかつた。彼等はまたローマ国民の全命令に服従しなければならなかつた。然し、ローマ国民は自身で統治することが出来なかつたので、彼等に代つて統治する任務を帯びた政務官を派遣した。統治者の支配下にある国は州 *Provincia*（任務を意味する）」と呼ばれた。共和国の末期（西暦四六年）には一七州——ヨーロッパに一〇、アジアに五、アフリカに二——あつたが、その大部分は甚だ広大なものであつた。……

「州を統治するために、国民は、常に執政官または法務官で任期終了したばかりの政務官を任命し、彼の権限を延長する。この人は最早執政官ではなく、彼は地方総督 Proconsul (執政官に代る者という意) となる。地方総督は、執政官と同様に、絶対権を有し、且つその絶対権を意のままに行使用することが出来る。何故なら、州に於ては彼は唯一人者であるからである。——其処には彼と権力を争ふ他の政務官もなく、彼を逮捕する護民官もなく、彼を監視する元老院もないのである。彼のみが軍隊の戦闘を指揮し、彼の好む所に軍隊を倉営させる。彼は彼の法廷に籍を置く、そして、罰金を課し、禁錮に処し、死刑に処する。彼は、法律としての力を有する諸命令を発する。至高権は彼一人のものである。何故なら、彼はローマ国民の化身なのだから。」

そして、われわれにとつて最も大切なことには——

「ローマに於いて政務官または元老院議員であることは職業ではない。政務官も元老院議員も無報酬で彼等の時間と金銭を消費する。ローマに於ける政務官の職は何よりも先づ一つの名誉なのである。」

(註) 従つて政務官は官吏ではない。これに関して船田亨二『イムベリウム概念の統一性』(日本法哲学会編『法と国家権力・歴史篇』所収論文) はいう——「国家の代理人又は機関を示す通常の用語は政務官 (magistratus) である。言葉は、同時にかなうな政務官の占める地位、政務官職又は官職の意味にも用いられる。…… *magister* の語が何を意味するかは、これと対立する *minister* の語と比較することによつて直ちに明らかにされる。両語は共に比較級の『以上』 (*magis*) 『以下』 (*minus*) から作られる。前者は『以上の』もの即ち支配者であり命令者であつて、後者は『以下の』もの即ち官吏であり公務員である。そうして、前者のかような意味は、それから作られた政務官の語においてももとより保存された。即ち、政務官はそうでない国民以上のものであり、国民の長官、命令者、支配者であり、本来、上級のものから特定の権限又は任務の行使又は遂行を委任された官吏又は公務員では

ない。換言すれば、政務官は國家權力の把持者であり、國民の名において統治を爲す固有且つ原本的な權限と義務とを有する者であつて、國家權力を行使する地位に任命された官吏又は公務員ではない。

むろん、セーニオボスがここに無報酬であるということは、これらの役職がそれにつく人々に實際上何らの反對給付をもたらさなかつたという意味ではないことは、次にかかげる彼自身の文章からも明らかである。さらにまた、元老院議員や政務官は名目的とは云えそのように無報酬だつたとしても、より下級の役人達の場合には同じようにいかなかつたことはことわるまでもない。事實彼等は、ある一定の期間についてみるかぎり、貨幣による俸給を支給されていた。けれども、事柄がその程度の範圍にかぎられるかぎり、われわれのすでにみたある程度の貨幣經濟で、不充分とはいへ一応はまかなえるであらう。したがつて、広大な版圖と變則的な貨幣經濟の下におけるローマの行政組織に関するわれわれの疑問は、ともかくも一応は解消するわけである。

(註)「誰一人逆う者のなかつたこの統治者は全くの暴君であつた。彼は自分の氣に入らぬ人々を逮捕し、投獄し、笞打ち、死刑に処する。……(さらに)地方總督は彼の州から出来るだけ多くの金を引き出す。彼もまた州を彼の財産と看做す。それを搾取する手段には事缺かない。彼は町々の宝物を掠奪し、神殿内に列べてある彫像及び貴金屬細工をまきあげ、富裕の住民に対して金錢とか小妻とかを要求する。彼は彼の軍隊を彼の好む處に宿泊させることが出来るので、諸都市が彼の軍隊の宿泊を免除して貰う為に彼に金を与える、彼は殺した方がいいと思ふ人間を死刑に処することが出来るので、個々の者は難を避けるために彼に金を与える。彼が或る芸術品または或金錢をすら要求するとしても、それを拒絶する勇氣のある者があるだろうか?」

そして、右のような不自然な状態が、ことにその不安定な貨幣經濟が、われわれの知つてゐる理由から破綻したとき、そこにいかなる事態がもたらされたかは、L・ブレンタノ『歐羅巴古代經濟史概説』(舟越康寿訳)の説く如くである。す

なわちブレンタノは云う――

「(経済的) 衰頹より起る必然の結果は、税金を最早や収納することが出来なくなつた、ということであつた。そこで課税は再び金納の代りに物納となり、それに随伴してあらゆる濫政が行なわれた。国庫は国営の貯蔵倉庫と變つた。地租の代りに農産物が収納せられたのである。経済的に見れば、既に中世はそこにあるのである。……

「併し乍ら貨幣による課税の代りに物品による課税の復活したことのみで中世が始つたのではない。吾人は又既にこゝに於ては中世的な莊園制度が完成せられて存在するのを見て来た。元老院議員、皇帝領を経営する小作人、教会等の莊園は半主権的行政区域になり、この区域には皇帝も最早や容喙が出来なくなつた。無責任にも皇帝政治は地主的貴族の仲介によつて行われた」(二二六―二二七頁)。

村川堅太郎氏のすでにみた論文、『羅馬大土地所有制』もまた、ローマの版図が拡大していくにつれて、それらの広大な地域の支配の問題が請負という形で解決され、この請負業者という新しい階級の誕生が以後のローマ史を大きく規定する事情を次のように述べている――

「入札による、国家からの徴税請負、公共土木事業請負を業とする階級の發展は共和政期の羅馬社会史の著しい特色である。貨幣資本を握るこの階級は古代民主政国家の一年任期、従つて徴税などの技術に習熟せる政務官制度の副産物であり、……その他の地域についてもヘレニズム時代以降にはこの制度の存在が確証されているけれども、それが市民団の内部に有力なる一階級を生み、この新興階級が政治的勢力として国政を左右する迄に伸びたのはいう迄もなく共和政期後半の羅

馬であり、それはいう迄もなくこの国の異常なる領土的発展の随伴現象であつた。希臘ボリスと羅馬との二つの社会の本質的同一性にも拘らず、この点に羅馬は顕著な特殊性を示している。……

「(もつとも)、帝政の成立はこの階級の悪辣なる活動に対して終止符を打つたとは屢々説かれるところである。勿論全帝国が幾多の関税区に分れ、それによる港税とか、アウグストウスの創始した相続税とか、奴隸解放税・奴隸売買税とかの徴集に、また国有の鉾山の経営に、彼等の活動する場処は色々あつたが、都市単位の直接税徴集を *Publicani* に請負わすことは廃止され、平和の確立は入札請負の投機性を減少せしめ、その上皇帝の使用人で職業的官僚たる *Procurator* が監督の眼を光らせていたので、共和政期のように莫大なる利益を収めることは不可能であつた。……(けれども)、皇帝の代理人たる *Procurator* を懷柔し、これと結託することが利益拡大の唯一の手段だつたことは後述の通りである。」

そして、支配組織がこのようなものになることが、同時に国家の解体をもたらさざるをえないことは云うまでもないし、村川氏もまた、帝政期における皇帝領請負人たる *Conductor* に関して次のように結ばれている。——「かくして半地主的な皇帝領永代借地人の階級が成立するのであり、……紀元四世紀以降には、それ迄膨脹を重ねた皇帝領は再び多くの私的領有に分裂して行つた。」

(二)

ところで、古代国家についてのわれわれの問題は、以上でそのすべてが解決したわけではない。なぜなら、「ローマ人達

の間では、国家の観念は、近代人達の間におけると同様に、一つの基本的な観念であり、政府の具体的形態からは独立した観念であり、政府とは《公事》(res publica)とみなされた国家観念の実現様式でしかない」とするカルメットのいま一つの命題が、これまでのところでは、まだ解決されずに残されているからである。中世に存在しない国家の観念がローマではなぜに基本的なものとして存在していたか？

けれども、残念ながらカルメットは、これに関して何の説明も行っていない。さらにまた増田教授も、国家を公事として私的なものから峻別したり、公法と私法との区別が截然としていたりする点にローマ法制一般の性格を認めながらも、ローマにおいてなぜにそうした性格が生れたのかの理由に関しては、充分な説明をつくされていないように思われる。教授の著書の中からこの問題に触れた箇所をしいて求めれば、「ローマ国政の運営は、国家の本体即ち永久不変な理念としてのノモスに則するという(ギリシヤにおける)如きものではなしに、単に実践的な、その時々の場合に応じた相対的規範を、各機関の権限主張のハーモニーの間から発見すればよいという見方であり、……(ローマ人達は、国家を) 国家と個人、個人相互間の権利の衝突をレギュレートする作用関連の仮象に過ぎない」とみた、とされる箇所がそれと思われる。

(註) 船田亨二氏の前出論文もまたローマ人の国家観について次のように指摘しているが、なぜそのような観念が発生したかについて述べるところがない。

「伝えられる共和政末期のローマ人の考えでは、国家(res publica)は、国民のものであり、国民又はローマ国民そのものであり、共通の法意識と共同の利益とによつて結合した多数者の集団である。したがつて、その権力は国民の利益のために行使されるべく、即ち国家権力の主体は国民である。そうして史伝によれば、かような思想は既に王政時代にその端を發する。斯かる国家が

これを構成する各個の國民を離れた法人格を有するという思想は容易には現われず、国有財産は、獨立の人格者たる國家の財産ではなくて、凡ての國民の總有又は共有に屬する。……

「かような（ローマ的な）國家が、意思及び行為能力を有せず、したがつて、その有する權力は代理人を通じて行使されるものと考へられたか、それとも國家權力を行使するものは能力者たる國家の機能と考へられたかは、困難な又時代による變遷を考慮に入れねばならぬ問題ではあるけれども、そのいずれの考へ方にしたがつても結果においては差異はない。國家權力の主体たる國民全体の代理人又は機關の意思は即ち國家の意思であり、その行為は國家の行為であるとされた」。

したがつて、この問題のより掘り下げた理解はわれわれ自身で試みるよりほかはないわけだが、幸いにもわれわれは、この問題に触れたマルクスの草稿、『資本制生産に先行する諸形態』（飯田貫一訳）をもつてゐる。そこで、差当りそれに導かれながら問題の核心に接近することができる。

マルクスがこの草稿のなかで三つの基本的な集團的土地所有形態、すなわち、(イ)東洋的あるいはアジア的形態、(ロ)古代的あるいはギリシヤ||ローマ的形態、(ハ)ゲルマン的形態を區別し、それを社會發展の歴史的諸段階と関連させながら特徴づけていることは衆知の通りである。けれども、最初のアジア的形態は今日なお論争のまどであるし、われわれのこので
の主題に直接の關係がないので、直ちに(ロ)についてみれば――

古代的あるいはギリシヤ||ローマ的形態の特徴は、都市という集團を第一前提にしていることにある。いまその成立の過程をみれば、原始的な種族共同体が、その内包する經濟的條件の變化によつて、漸次に解体することから生れる。すなわち生産の増大は人口の増加をもたらし、人口の増大は移動や植民地獲得、さらには侵略戦争にまで發展し、この軍事お

よび征服の影響が、この共同体がよつてもつて維持されてきた現実的な紐帶を碎断する。また、従前の土地面積の上で生産性が増大するとすれば、そこには新しい労働様式、労働の新しい結合の仕方、一日のかなりの部分の農業への支出等がなされねばならず、それは集團の旧い経済的諸条件を破壊する。その結果、一方では、種族のもつ純自然的に組成された性格がうち壊されて、種々の構成が血縁的なものから地縁的なものに変化すると共に、他方では、種族制度そのものが上級の氏族と下級の氏族との分化をもたらしてくる。そして、このような集團的諸関係の変化、種族制度の解体は、他面では、その成員の自主独立性を強化することになり、その結果として、一方では個々の人間が分割地を私有し、孤立的な耕作が家族単位で行われるようになるし、他方では、この同じ過程がそれらのものを剝奪された人間を生み出す。彼等は征服者たる自由人の家族のうちに奴隸として加えられ、ここに奴隸制度ができあがる。

要するに古代都市は、マルクスによれば、このような過程をへて自立的な土地所有者となつた、農業生産者達の諸家族の同盟が構成する共同体であり、右にみてきたように、原始的諸種族のこうむつた諸変化の所産である。

したがつて、このような古代都市の特徴は、共同体的土地所有と私的土地所有という矛盾した二形態の併存にある。ここではすでに、共同体的所有の一部が解体して一部に私的土地所有が発生しているが、共同体所有の他の部分は、「国有財産」、「共有地」として、私有財産からは別個に存在している。つまり、古代都市は、独立家屋の単なる集合ではなくて一種の自立的有機体であり、私有財産から区別された共同体財産をもつ存在である。それは共有地をもつことによつて「経済的な完全体」であり、政治的には「国家」として、「国家的制度」として、やはり完全体を構成している。

(註) フュステル・ド・クラランジュの『古代都市』は、「ギリシヤ・ローマの社会がいかなる原理と法則とによつて支配されていたかを示す」ことを目的とした本であるが、「都市の形成」について次のように述べている――

「部族は家族や支族と等しく一の独立した団体たるべく構成されたものである。部族は独自の祭祀には他人が加わることを許さなかつた。部族がひとたび成立すれば、いかなる家族も新規にそれに加入することが出来なかつた。そしてまた、二つの部族が一つに融合することも許されなかつた。各部族の宗教がそれに反対したからである。しかし、数個の支族が結合して部族をなしたように数個の部族を結合させるに至つた原因を求めることは、大して重要ではない。その結合は、時には一部族の卓越した力や一個人の強力な意志に強要されることもあつた。確實なことは、この新しい聯合もまた祭祀を紐帶としたことである。一都市を形成するために団結した各部族は、聖火を点じ共通の宗教を採用することを忘れなかつた」(田辺貞之助訳、白水社版、二三九頁)。

すべてを信仰によつて説明しようとするクラランジュにおいて右のような説明がみられるのはいわば当然であらう。けれども彼自身が他の場所では――

「(ローマの建設者) ロムルスは都会の境界を劃する敵をめぐらした。それに就いても、なお些細な点まで儀定書によつて定められていた。都会の建設者は銅製の犁を用いねばならなかつた。犁は白い牡牛と牝牛にひかれた、ロムルスは、冠を戴き神官の服を纏つて自から犁の柄を握り、祈禱を唱えつつ導いて行つた。一党は敬虔な沈黙を守つてその後に従つた。犁の齒が土塊を掘起すに従つて、人々は丹念にそれを拾つて境界の内側へ投げ込んだ。これは神聖な土地の一塊と雖も他国の側に落すまいという心遣いから出たのであつた」

と書いているように、そうした信仰による結合の外観も、実体は土地を中心とする共同体の古代的表現だつたことを知るであらう。

(三)

けれども、それでもなお問題は残る。なぜなら、増田教授がその数々の労作で明らかにされた如く、移動期におけるゲルマン民族の内部にも、すでに「首長制の棄揚による王権伸長という現象」が明らかにみられ、そこには次第に国家体制

が整いつつあつたことが知られるからである。それにも拘わらず、ゲルマンにおいては右のような觀念が存在していなかつたとすれば、それはなぜであろうか。

そこで、再び『諸形態』によつてゲルマン的土地所有形態の特徴をみれば、それは次のように理解されている。――

ゲルマン的形態もまた前者と同様に集団を前提としているし、共同体的諸關係を基礎としている。けれどもこの共同体は、古代的、ギリシヤ、ローマ的共同体が、都市という形でその成員と別個の、独自の存在をもつ統一体だつたのに反し、独立自營の土地所有者である諸家族の構成する、自立的諸主体の相互關係としてあらわれる。なるほど、ゲルマン的共同体にもローマ的共同体と同様に、個々の成員私有地とは別個の共有地があるが、これは狩獵地・採草地・伐採林等々である。それは農耕地ではない。それは、「各々の個人的所有者それ自身によつて使用されるのであつて、（ローマにおけるように）、國家の代表者としての彼によつて使用されるのではない」。これは、現実に個人的所有者達の共同の財産であり、都市という形で個々の所有者たる彼等から独立した存在をもつ、これらの所有者達の同盟の財産ではない。狩獵とか牧草・薪炭採取のための土地としてのこの共有地は、個人の財産（農耕地）の單なる補足物ではない。ただそれは、ある種族が他の種族に対して共同して防衛するかぎりにおいてのみ、その種族の財産なのである。

（註）ちなみに、ローマ・ゲルマン兩共同体をよりよく理解するために、兩共同体の差異に關説したマルクスの言葉をひるえば――

「古典的古代の歴史――これは諸都市の歴史である。しかも、諸侯の宿營地としての、特殊な意味における經濟機構上のコアとしての、アジア的共同体内の都市とちがつて――湯村、土地所有と農業とに基礎をおくところの諸都市の歴史である。……中世紀（ゲルマン時代）においては、農村がそれ自体として歴史の出発点であり、歴史のその後の發展は、それ以來、都市と農村との対立とい

うかたちでつづけられる。近代の歴史——これは都市的諸關係の農村への滲透であつて、古代におけるように、農村の諸關係の都市への滲透ではない」。

「ゲルマン的共同体は都市に集中されていない。（農村生活の中心としての、土地で働く者の居住地としての、同じくまた軍事的指揮の中心としての都市における）このような集中という簡単な事実だけで、共同体はそれ自体として、この場合、各個人の存在とはことなつた外部的な存在をとるのである。」

「都市へ連合する場合に、共同体はそれ自体として經濟的存在をもつてゐる。かかるものとしての都市の存在それ自体が、獨立の諸家屋の單なる多数の集りとは異つてゐる。ここでは、全体は單にその諸部分の總計ではない。これは一種の自立的有機體なのである。（ところが）ゲルマン人にあつては、個々の諸家長がたがいに遠くはなればなれに森のうちに居住してゐたのであつて、そこにおいては、共同体の諸成員の素性・言語、共同の過去・共同の歴史・等々のうちに、彼らの獨目的に存在する統一があたえられてゐる。それにもかかわらず、その共同体は、純外面的に觀察すれば、共同体諸成員の會合といふかたちでのみ、個々の場合にしか存在しないのである。したがつて、共同体は、同盟としてではなく連合として、統一としてではなく合同としてあらわれるのであつて、その合同を形成する自立的諸主体は、土地所有者たちなのである。したがつて共同体は、事實、古代の諸民族におけるように、國家として、國家的制度として存在するのではない。といふのは、それは都市として存在するのではないからである。共同体が現實的な存在をとるためには、自由な土地所有者たちが集會に會合せねばならない。ところが、たとえばローマにおいては、共同体はこれらの集會のほかに、都市そのものの実存のうちに、またそのうえにおかれた諸々の役人、等の実存のうちに、存在してゐるのである」。

「古代世界においては、都市がそれに所屬する土地とともに、經濟的完全體となつてゐる。ゲルマン的世界においては、經濟的完全體なるものは個々の住居であり、その住居そのものは、それに所屬する土地のうゑにただ一点を占めてゐるにすぎない。……事態はつぎのようになつてゐるのである。すなわち、家族の孤立的な住居が基礎となつてゐるのであつて、その基礎は、同一種族内のおなじような他の諸住居との同盟によつて、また時々、戰爭に関する宗教的儀式的舉行や、訴訟の解決等々のための、相互に対する同様の保証のための——によつて、保証されてゐるのである。……ゲルマン的共同体は、一面において、言語・血統等々に關する共同性として個人的所有者たちの存在の前提となつてゐる。しかし他方では、それは實際には、共同の諸目的のための彼ら

の現実的な集会のうちのみ存在する。そして、それが存在するのは、共同して利用される狩獵地・放牧地等々のかたちで、その共同体が特殊の経済的存在をもつかぎりにおいてである。その共同体は、それ自体としての各個人的所有者によつて利用されるのであつて、(ローマにおけるように) 國家の代表者としての個人的所有者によつて利用されるのではない。

—— いずれも『諸形態』より ——

要するに、マルクスによれば、両共同体の差異を決定する基本的な要因は、一方のローマが都市的共同体であり、他方のゲルマンが農村的なそれである点にある。そして、「農村生活の中心としての、土地で働く者の居住地としての、同じくまた軍事的指揮の中心としての、都市におけるこのような集中という簡単な事実だけで」、共同体はそれ自体として各個人が存在とは異つた外部的な存在をとる。したがつて、両共同体のこの点における差異が、一方のローマにおける國家觀念の存在、他方のゲルマンにおけるその非存在の理由を説明することになる。

そこで、次の段階でのわれわれの課題は、ではなぜローマは都市を形成し、ゲルマンは都市をもたなかつたかを明らかにすることである。ローマはなぜ都市を形成したのか？ 古典古代の歴史はなぜ諸都市の歴史としてはじまるのか？

ところが、これに関して述べられている箇所は、この論文のなかでは、残念ながらたゞ一ヶ所である。それによると、次のように説明される。——

すなわち、農業が専ら行われている処では、土地の占取が第一の条件であるが、ある共同体がその第一条件としての自己の土地を確保しようとする場合、そこには、他の共同体との關係において困難が生じる。つまり、この共同体が土地を獲得する以前に他の共同体が占取していたり、あるいはその共同体が自己のものとしている土地を他の共同体が脅かす。

そこで、この段階の社会では、土地の獲得と確保のために、戦争が常態となる。しかも、これらの自然的に組成された諸集団の場合は、戦争はその成員の労働の最も始原的な種類の一つである。したがって、共同体は、このような条件のもとでは、「軍事的な軍隊組織」として軍制的に組織されるし、このような組織こそ、「共同体が所有者として存在するための諸条件の一つなのである。都市における諸住居の集中はこの戦闘的組織の基礎である」。

『諸形態』の邦訳につけられた訳者飯田氏の解説もまたいう、「この戦闘的組織の基礎として、共同体の諸家族の住居は、比較的小さな領域、都市に集中される。こうして古代的都市が生れる」。

けれども、これでは充分な説明にならないと思う。なぜなら、第一条件としての土地の確保を理由とする戦争の常態性は、ゲルマン民族においてもほぼ同じように適用されねばならないと思われるからである。にも拘わらず、ゲルマンの場合には、「個々の諸家長がたがいに遠くはなればなれに森のなかに居住している」とマルクスは云う。したがって、この問題の解決は『諸形態』からは学びえない。

けれども、『諸形態』の果しえなかつた解決は、代つて『ドイッチェ・イデオロギー』が与えてくれる。(C)の「財産と国家及び法律との関係」の章をみれば――

「財産制度の最初の形態は、古代でも亦中世でも、種族財産であり、それはローマ人にあつては主として戦争に依り、ゲルマン人にあつては牧畜に依つて制約せられた」とあり、また同じ(C)の「分業及び財産の諸形態」においては――

「財産の最初の形態は種族財産である。それは生産の未発展な段階に適應するものであり、そこでは狩猟漁撈民族及び牧畜民族又は時に農業民族などが僅かに生活を維持するだけだ。この後の場合においては、同時に、多くの未墾地を前提する。分業の発達はこの段階においては極めて幼稚であつて、家族内の自然的な分業が多少拡張せられたに過ぎない。だから、全体の、社会組織は、家族の拡張たるに留り、換言すれば、族長的な種族の首長達があり、その下に種族の団員が立ち、最後に奴隸があると云うだけである。……第二の形態は古代の部落及び国家財産である。それは特に数多の種族が契約又は征服に依り相聯合して一つの都市を形成することから發生する。……部落財産と相並んで既に動産私有が發展し、後に至つて不動産私有制もまた發展するが、それは部落財産に従属する例外的形態である。公民はその共同制内に限り労働奴隸に対する支配力をもつが、そのことのために、部落財産の形態に拘束せられる。部落財産は主動的な市民の共同的な私有財産であり、彼等は、奴隸との關係上、必然的に、かような自然的な協同の方法にふみ留まることを余儀なくせられる。だから、奴隸を基礎とする社会の全組織及びそれに伴う国民の権力は、特に不動産私有財産の發展をまつて崩壊する。」(傍点筆者)

とある。

つまり、狩猟民族乃至は多くの未墾地に恵まれた農業民族としてのゲルマン人、奴隸をもつ農業民族、すなわち、唯単に第一条件としての土地をもち戦争を常とする民族であるだけでなく、その特殊の環境のゆえに大規模の奴隸制度をもつ民族としてのローマ人を考えることができれば、事態は一応明かになることになる。

事實、タキトウスの『ゲルマーニア』は、第一部「ゲルマーニアの土地・習俗」の十六章「住地と住居」の中で、「ゲルマーニア諸族には一つも都市に住むものがないこと、また彼らはその住居が互に密接していることに、堪へることができないのは人の知るところである」と云い、十五章「平時の生活」では、「戦争に出ない時、彼らは日々幾分は狩猟に、より多くは睡眠と飲食とに耽りつつ、無為に日をすごす、最も強壯にして最も好戦的なものといえども、すべてみづからは些のなすところなく、家事・家庭・田畑一切の世話を、その家の女・老人・その他すべてのひ弱なものに打ち任せて、みづからはただ懶惰にのみ打ち暮す」と教えている。（岩波文庫本による）。

もつとも、邦訳者（田中秀史・泉井久之助共訳）はこれに註して、「農耕はのちの時代まで、主として婦人の仕事であつた。これはゲルマーニア以外においても見受けられる原始分業の形式である。（けれども）、ゲルマーニア族にとつて、農耕は重要な事業であつたのは、疑うことはできない。すでに第五章にも土地の豊饒が説かれており、本章にも農産物を長老に齎すべき習慣があると記され、第二十三章にいう麦酒の産については、先づ麦の定期的な栽培がなくてはならない。第二十五章にも、農産を主人に奉納する奴隸のことが説かれている。この章に記されるごとき強壯なるものによる農耕の無視には、伝聞と文飾による誇張がある」と書いている。また、二十六章「金融・農耕」の章には、「田野は先づ耕作するものの数に應じて、全体としての郷によつて（郷の各成員全体の共有財産として）占有せられ、次いで耕作者相互の間において、各人の地位に従つて分配せられる。分配の容易さは、土地の広さが保証する。年々彼らは耕地を取り換えるが、しかも田野はなおあり余つているのである」とある。したがつて、ゲルマン民族が農業を知らなかつたわけではないこと

は明白である。が、さりとてまた、それがすでに充分に農業民族化していなかったことも明らかである。

要するに、ひとしく農業段階にあるとはいへ、ゲルマンの場合には狩猟段階から辛うじて農業段階へと移行しつつある
《野蛮な》社会であり、したがって多くの未墾地の存在を前提する農業段階であるに反し、ローマの場合には、より高度な、牧畜を伴う、しかもその特殊な地理的環境のゆえに早くから商業を伴う農業段階だったことは明らかである。^(註一)そして、

この最後の要因、すなわち商業を随伴するということは、われわれのすでに知っている商業――掠奪乃至戦争、さらには奴隸制度ということを顧みただけでも、それがローマの都市形成に果たした役割の大きさを思うべきである。一方が農村的な、他方が都市的な共同体を形成したのも、おそらくそのためであろう。^{(註二) (註三)}

そして、一方がそのゆえに国家観念をもち、他方がそのゆえに国家観念のないローマ・ゲルマン両社会の融合、というよりもむしろ、一方におけるもともと変則的な基礎の上に立つローマ社会の分裂と、他方におけるゲルマン社会の漸次的な発達との結びつき、あるいはマルクスによれば「都市的諸関係の農村への滲透」、によつて生れるのが封建制度の社会とということになるであろう。

(註一) L・ブレンタノの前出書は次のように書いている――「イタリアの歴史は、吾人が先に学び知ったギリシヤ史や又ゲルマニヤの歴史よりも一段進歩した文化段階から始つた。イタリア人がローマ政權の發祥地なるラチウムに移住した時は、既に農業を知つていたのである。……ローマの中心は元來農民階級に存した。ローマが生産物に乏しく土地の状態不良なるにも拘らず、ラチウムの首都となつたことは、チベル河のほとりに位置していたことによるのである。チベル河はラチウムの自然的通商路であり、その河口はこの港に乏しい海岸を航海する者にとつて必然的な投錨地である。ラチウムの河海貿易の中心として、又海防上の国境要塞

として、如何なるラチウムの地もローマほど恰好の地はなかつた。そこでローマはラチウム地方の互市場となつた。その結果としてローマにはラチウムの農耕経済と相並んで、又それを凌いで、都市生活が發展し來つたが、この都市生活こそ、ローマをして他のラチウムの地方を凌駕せしめるに至つたものであつた。これによつて、ローマ人並びにローマ人の歴史が他の民族と區別せられるところの特質がつくられた。即ちローマ人の公私の活動は、その都市的商人的本質を基礎として行われたのであつた。ローマは最初から農業的な地方都市であつたにも拘らず、ローマの中にはその通商上の位置によつて、都市生活と都市精神が充満していた。そしてそれによつて他のラチウムにある諸市を凌駕する特殊の地位を得たのである」(九八一—〇二頁)。

(註二) 山川均氏の『資本主義以前史』(改造社版経済学全集第三十二巻所収)は、ローマ・ゲルマン両社会を對比して次のようにい

う――
「吾々は先きに、同じく大土地所有に基づく奴隸制国家もまた、原始共同体から發生したものであることを説いた。然らば何故に一方では奴隸制国家が、他方では農奴制国家が、同じ原始共同体から發生したるうか。それはそれぞれの共同体の、社会的存在条件と生産条件とに基づくものである。如何なる社会的存在条件と生産条件とを持つた共同体が奴隸制国家に發展し、また如何なる社会的存在条件と生産条件とを持つた共同体が、封建的国家に發展するかという点については充分な説明を与える資料がない。然しながら、少くとも次の事実を指摘することが出来る。即ち、奴隸制度は、純農業に対して牧畜が比較的優勢を占め、且つ對外貿易に有利な地位を占める所により多く發達したことである。従つてかかる地方では、奴隸労働が支配生産形態となり、奴隸制国家が發達したと見ることは、恐らく誤りがないだらう。」

(註三) オッペンハイマーの『國家論』(広島定吉訳)はいう――

「國家とは政治手段の組織されたものである。だから國家というものは、經濟手段が欲望滿足の一定の對象物を作り出して、好戰的な掠奪がこの對象物を取り上げるようなことが起るまでは發生し得ない。それ故に、原始狩獵民は國家を持たなかつた。……原始農耕民の社會構成は、狩獵民のホルド(群)と同じ様に、まだ殆んど國家に似たものではなかつた。農耕民が鐵で土地を耕しながら自由な境涯に生活していたところ……では、まだ國家というものは存立しなかつた。原始農耕民は互いに孤立していて、個々の棲家に、恐らくは村落に広く散らばつて居り、そして部落や田畑の境界争いのために分裂させられていたので、彼等はたかだか緊りのない盟約団体のうちに生活していて、その集合生活は同一の血統や言語や信仰の意識で弛く結びつけられていたにすぎな

つた。彼等ほんの稀にしか、恐らくは一度だけ、有名な先祖や氏神の祭典の時に共同に集るにすぎなかつた。そこには部落民の総体を支配するような權威は存立しなかつた。個々の村落酋長が、そして多くの場合には部落酋長が、彼等の個人的特質の異なるに従つて、殊に彼等に授けられた魔術力の異なるに従つて、彼等の制限された範圍内で、多かれ少なかれ勢力を揮ふてゐるだけである。……これに反し、牧畜種族にあつては、彼等が孤立的に散在している場合にも、国家構成の全要素が見出される。實際いくらでも進歩した牧畜民は、既に国家を殆んど完全に作り上げていたのである。……牧畜生活には常に財産と所得との相違がかなり目立つて發達する。……財産の差別はどこでも階級の差別をひき起す。貧乏になつた牧者は相変らず富人でゐる畜養家に働かれ、かくして他人の下に身を沈め、他人の意のままに仕えねばならぬ。……奴隸の所有……遊牧民は奴隸制度の創造者である。……この事情は陸の渡り鳥に於ても、海の渡り鳥、即ち「ウィーキング」に於ても全く同一である。……かの地中海沿岸に都市が發生したのは、多くの場合、海賊の分捕品のかういう取引に歸せらるべきものであると私は信じてゐるのである、これらの都市はその地方の政治的中心地となつて、その周りに「古代史」の、即ち地中海文化の都市國家が發生したのである」。

したがつて、増田教授のゲルマン王制の問題、すなわち移動期ゲルマンにおける「首長制の止揚による王權伸張という現象」の解明にも、この民族の内部における農業的諸事情の分析が重要な一項としてつけ加えられねばならないことになる。^(註一)げんに教授自身が、この移動は、「(そ)の原因については、氣候の変化・政治的・軍事的な抗争等も考えられるが、

一般的にはおそらく人口増加に伴うよりよき耕地の獲得に動かされたものというべき」であり、「移動といつても、常に動いてゐるわけではなく、数十年、時には一世紀以上も一定場所に定着してから再び他へ移るのであるから、遊牧民の移動と本質的に異なることはいうまでもない」のであつて、そこには明らかに農業的諸事情、狩獵から農業への移行に伴う諸事情、「土地觀念の發達」が考えられねばならないとされている。要するに、一方のゲルマンをして中世的封建的国家体制へと押し上げたのも、^(註二)他方のローマを分裂せしめて同じく中世的封建的体制に押し下げたのも、ひとしく農業であり、農業

に規定された各種の事情であつたということになるであらう。

(註一) 増田四郎『ヨーロッパ社会の誕生』はゲルマン国家起源論における先学の業績を次のように要約している——

「或る論者は移動単位と部族国家を以つて、古ゲルマン時代の国家たるキーヴィタースの連続的發展の結果であると観じ(多くの法制史の教本はじめ、ヴァイツ・ロート・ゾーム・ブルンナー等参照)、或る者は、古ゲルマン国家を単なる氏族国家と見做し、それが部族国家となつたのは、傭兵・その他の形で羅馬と接觸している間に、羅馬帝国の法制を模倣する能力を獲得し、羅馬を範と仰ぐことによつて全くはじめて国家形成が可能であつたと主張し(例えばジーベル参照)、また或る者は、タキトウスのいわゆるキーヴィタースの秩序と体制は、この間に一度崩壊し去り、一時的な chaos の時代を通じて、やがて一部の武力すぐれた首長を中心に結集された敗残兵士の群が、羅馬帝国に波状侵入を行うこととなり、その中から傭兵等の形によつて帝国内に定着した者から、国家建設の指導者が現われたのであると説き(例えばクランジュ)、また或る論者は、移動期に見られる統率者貴族の家柄重視の風潮と王家由緒の古さを立証して、遂にゲルマン国家創業期をつらぬく古き伝統的・国民主義的秩序の厳存を主張する(例えばフエリックス・ダーン参照)(一一七——一八頁)。

(註二) かくして、ドープシュが従来の定説に反して一定段階に到達したあとのゲルマン民族が都市をもつていたと主張するとしても、その「都市」という言葉の理解の仕方の当否は別として、一応肯けることである。すなわち、宮下孝吉『ヨーロッパにおける都市の成立』は次のようにいう——

「ローマの領土ではなかつたドナウ以北・ライン以東のドイツ地方には元來は都市がなかつたという通説に対して、ドップシュはローマと関係を持たぬ都市生活が存立していたことを立証した。ゲルマン人は夙に先史時代から文化を持つていて、紀元一世紀頃ローマ人の到来する以前から都市の萌芽があつた。この種の萌芽はガリアにもある。ケーザル・タキトウスの挙げているオッピドウム (Oppidum) は、保護・逃避の場所であり、しかもガウ共同体の中心地であつて、そこに商人も居住していて、既に「都市」即ち商業及び交通を行うという職能を経済生活において果していた組織が存していた。ローマ人の意味する都会 (urbs) ではないが、危険の際に附近の住民が避難する逃避ブルグが存し、また宗教的礼拝の中心地もあつて、多くの人々が集会するほかに裁判会集の場所があつた。このような政治又は宗教の中心地には市場が開催された」。

もつとも、右の文中にも一寸觸れてあるように、われわれがこれまで究明に努力してきた所謂「都市」なるものは、このような保護・逃避の場所・商人の居住地・人口の集中地・等々の意味のものではなかつたことはことわるまでもない。そして、それだけのことを考慮したうえで同じ立場から逆にギリシヤの歴史を辿れば、ブレンタノの描くその歴史がタキトウスの描くゲルマンの歴史とあまりにも似通つてゐるのに驚くであらう。

「ギリシヤ人は北方から彼等の名によつてよばれてゐる土地へ移住したのであつた。……土地所有權は制限せられた程度に於てのみ存在した。牧場は全種族員の總有であり、耕地は大家族に一時的利用のみが許された。しかも農業に従事することは自由民にはふさはしからぬことと考えられていた。人口の増加に圧せられるに及んで始めて移住者は次第に農業に移つて行つた。又最古の手工業者たる金屬工や陶工も農業より高級なものとは殆んど考えられなかつた。自由民の主な仕事は家畜の飼養、狩獵、戦争、掠奪等であつた」。

これに反して、同じくブレンタノによれば、すでに引用したように、「イタリアの歴史は吾人が先に學び知つたギリシヤ史や又ゲルマニヤの歴史よりも一段進歩した文化段階から始まつた。イタリア人がローヤ政權の發祥地なるラチウムに移住した時は既に農業を知つていたのである。」